

## 全ての方にご提出いただく書類②「保育の必要性を確認できる書類」

保護者ともに「保育の必要性を確認できる書類」が1部ずつ必要です。

申込み児童からみて18歳以上65歳未満の祖父母や兄・姉が同居している・事実上の婚姻関係にある同居人がいる場合は同居人の書類も必要です。

※証明書類はいずれも証明日から1か月以内のものをご提出ください。

就労	<input type="checkbox"/>	常勤・パート等で働いている場合 (育休中を含む)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 就労証明書(区様式) ※勤務先が複数にわたる場合：それぞれの就労証明書(区様式)</li> <li>2 就労証明書の直近3か月の実績欄に記載がない場合：給与明細のコピーや日数・支払額の証明書 ※就職後間もなく実績がない場合は、申込後に1か月分の収入証明の追加提出が必要です。</li> </ol>
	<input type="checkbox"/>	自営業・在宅勤務・内職の場合 (親族経営を含む)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 就労証明書(区様式) ※就労証明に総時間・総日数を必ずご記入ください。 ※勤務先が複数にわたる場合：それぞれの就労証明書(区様式)</li> <li>2 直近の確定申告書(一表・二表)または源泉徴収票のコピー ※上記の書類をご提出いただけない場合：<u>仕事内容や資格がわかるもの</u>(営業許可証、開業届等。提出されるまで「求職中」や利用調整の対象外になることもあります。)と、<u>収入の証明</u>(報酬の記録通帳のコピー等、請負契約書等)が必要です。 ※出産後に復職した方は復職後の1か月分の収入証明も必要です。</li> </ol>
出産	<input type="checkbox"/>	母子健康手帳の出産予定日が記載されているページのコピー	
疾病	<input type="checkbox"/>	診断書(区様式)	
障がい	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー	
親族の介護・看護	<input type="checkbox"/>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被介護・看護者の診断書又は障害者手帳・介護保険被保険者証等のコピー</li> <li>2 介護・看護の週間スケジュール(区様式(在職・内定証明書裏面))</li> </ol>	
災害復旧	<input type="checkbox"/>	り災・被災証明書のコピー	
就労内定・就労拡大	<input type="checkbox"/>	<p>就労(内定)証明書(区様式)</p> <p>※入園決定後、入園月末日までに就労を開始または就労日数・時間を拡大し、就労開始日以降の証明日で入園月の末日までに就労証明書(区様式)をご提出ください。</p> <p>※採用予定月のみ就労内定・就労拡大として利用調整を行うことができます。採用日が変更となった場合は速くに変更の手続きが必要です。採用日以降に証明された条件での就労していない場合、あるいは採用日変更の手続きがない場合は書類不備として利用調整の対象となりません。</p>	
求職中	<input type="checkbox"/>	<p>就職活動を証明する書類(ハローワークカードのコピー、求職活動報告書(区様式)、不採用通知、ハローワークが認める求職活動を証する書類)</p> <p>※2021年1月入所からは上記証明書類の提出が無い場合は利用調整の対象となりません。</p>	
就学	<input type="checkbox"/>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 在学証明書のコピー</li> <li>2 時間割表等スケジュールの確認ができるもののコピー</li> <li>3 在学開始日および卒業見込年月日が確認できる証明書のコピー</li> </ol>	
不存在 (ひとり親の方)	<input type="checkbox"/>	死別、離婚、未婚の方	<p>次のいずれかのコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者とお子さんの戸籍謄本(全部事項証明)発行日より1か月以内</li> <li>・児童扶養手当認定通知書・児童扶養手当証書</li> <li>・児童育成手当認定兼支払い通知書・(離婚の)受理証明書</li> </ul>
	<input type="checkbox"/>	上記以外の方	ひとり親家庭に準ずる状態が客観的に判断できるもの(離婚調停にかかる事件係属証明書、期日通知書のコピー等)

## 2 その他の必要書類

下記の表を参考に必要に応じて提出してください。生計を一にする扶養義務者（同居の祖父母等）に父・母・子が扶養されている場合は扶養義務者の書類も必要です。

※未申告の場合は至急申告してください。利用調整で不利になる場合があります。

生活保護を受けている方	<input type="checkbox"/>	生活保護受給証明書
就学前のお子さんを認可外保育施設や親類等に預けている（認証保育所、幼稚園、社内託児所、定期利用保育事業、祖父母、知人など）	<input type="checkbox"/>	受託証明書（区様式） ※保育施設・保育サービスに限り、受託証明書が発行されるまでは、契約書と3か月分の領収書等のコピーで可
申込みのお子さんが障害者手帳を所持している（P32）	<input type="checkbox"/>	障害者手帳または愛の手帳のコピー
生計を一にする家族で障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方がいる	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー
保護者やお子さん、同居の祖父母等が外国籍の方	<input type="checkbox"/>	在留カードまたは特別永住者証明書のコピー（表・裏面） ※就労活動が認められていない在留資格の方は、「資格外活動許可書」のコピー ※上記カードが発行されていない場合はパスポートのコピー
中野区へ転入予定の方	<input type="checkbox"/>	転入予定を証明する住居に関する書類（賃貸借契約書、売買契約書等のコピー）
書類提出締切日前3か月以内に転職した方	<input type="checkbox"/>	退職日を証明する書類（離職票や転職前の源泉徴収票のコピー）
保育所等で週30時間以上保育士又は保育教諭（有資格者）として入所開始希望月に就労中又は内定のある方	<input type="checkbox"/>	・保育士優先利用申出書（区様式） ・保育士証のコピー
区立保育所、区立保育室（2021年3月まで）、もみじやま保育園、あさひ保育園、仲町保育園の延長保育が必要な方（P28をご覧ください）	<input type="checkbox"/>	延長保育利用申込書（区様式）
・居宅訪問型保育事業を申込み方 ・医療的なケアが必要なお子さんの場合（P33をご覧ください）	<input type="checkbox"/>	お子さんの症状を確認するための書類（医師の診断書等） ※集団保育の可否・医療的なケアに関する書類は必ず必要です
「認定こども園みずのとう」（幼稚園型認定こども園）を申込み方	<input type="checkbox"/>	入園申込みに関する留意事項チェックシート ※一部保育所とは異なる内容を実施しています。このため、事前に保育内容を確認していただいた上で申込みを受け付けます。直接園でチェックシートをお受け取りください。